

白浜町宿泊税検討委員会 報告書

令和8年3月4日

白浜町宿泊税検討委員会

目次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 白浜町の現状と検討の経緯 | 2 |
| | (1) 観光の現状 | 2 |
| | (2) 白浜町の推計人口と税収等 | 4 |
| | (3) 観光産業の重要性 | 4 |
| | (4) 財源の検討について | 6 |
| | (5) 宿泊税検討経緯のまとめ | 11 |
| 3 | 先行導入自治体の状況 | 12 |
| | (1) 先行導入自治体の導入目的 | 12 |
| | (2) 先行導入自治体の課税状況等 | 13 |
| 4 | 白浜町における宿泊税活用の使途 | 15 |
| | (1) 宿泊税の使途の方針について | 15 |
| | (2) 観光振興に係る財源 | 16 |
| | (3) 宿泊税の活用 | 18 |
| | (4) 宿泊税徴税経費 | 19 |
| | (5) 宿泊税の使途公表等 | 20 |
| 5 | 宿泊税の課税要件等について | 21 |
| | (1) 課税要件等 | 21 |
| | (2) 課税要件の検討 | 21 |
| | (3) 交付金等について | 28 |
| | (4) 宿泊税制度設計について（まとめ） | 30 |
| 6 | おわりに | 32 |
| | 参考資料 1 白浜町宿泊税検討委員会 委員名簿 | 34 |
| | 参考資料 2 検討経過 | 35 |

1 はじめに

白浜町は、風光明媚な海岸や湯量が豊富で泉質の良好な温泉、森と清流と海が織りなす豊かな自然と、世界遺産の「熊野古道大辺路」をはじめ、史跡・文化財などの豊富な観光資源に恵まれているほか、県内唯一の空港である南紀白浜空港が立地する温泉宿泊地となっている。そのような中、平成 28 年 3 月に「白浜温泉街活性化構想推進計画」を策定し、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」というテーマのもと、白浜温泉を核として町全域において観光振興に取り組んでいる。

過去 10 年の観光客数推計を見ると、宿泊客は和歌山県において国民体育大会が開催された平成 27 年の 209 万人が最も多く、日帰り客は令和元年の 160 万人が最も多くなっており、観光客総数としてのピークも同じく令和元年の 363 万人となっている。しかしながら翌令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、特に宿泊客数は大きく落ち込み、コロナ禍後に回復傾向にあるが、令和 6 年の観光客総数は、最盛期の対元年比で 87.6%と戻りきっていない状況にある。

平成 26 年 3 月、白浜町観光産業経済効果調査協議会が取りまとめた白浜町観光産業経済効果実態調査において、白浜町全産業の観光依存度は 43.1%と示された。観光産業は白浜町の基幹産業であり、宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響がある。

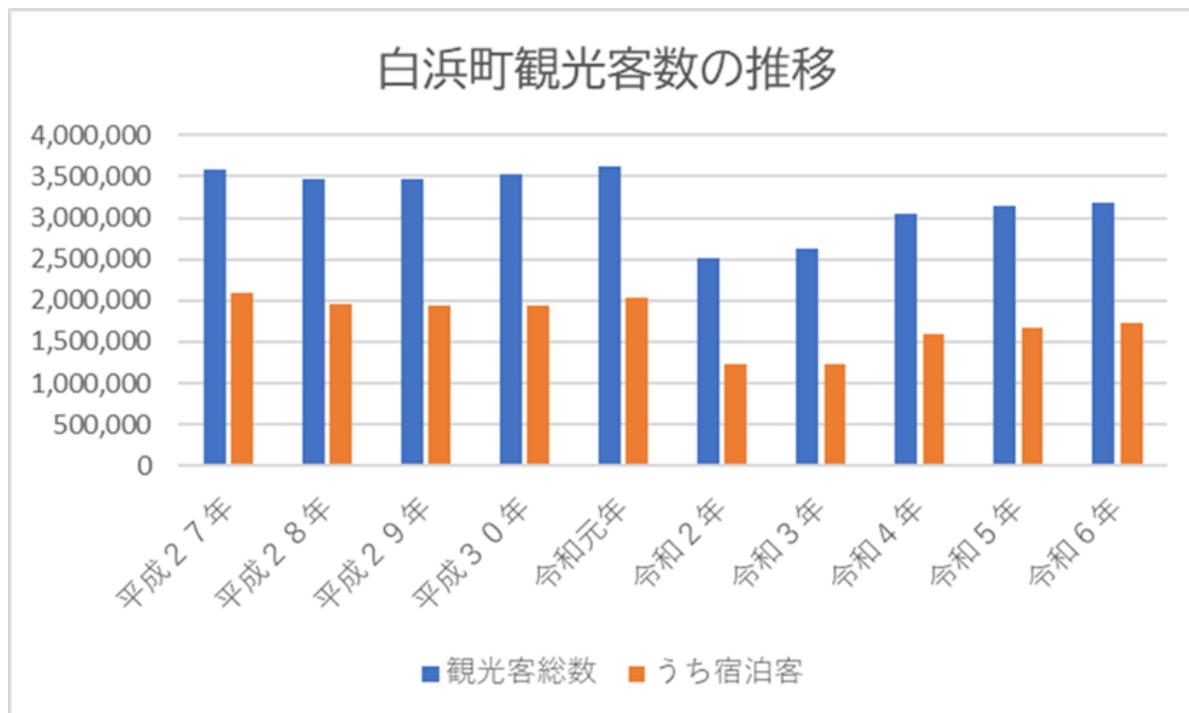
一方、町の人口は 2020 年から 2045 年にかけて約 30% (6,079 人) 減少する見込みで、町税収入の減少や測定単位に人口が用いられている普通交付税についても、大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる。

これらの施策を実施するための財源の確保は、最重要課題の一つであり、観光施策を継続的に実施していくための新たな自主財源として、「宿泊税」について着目し、幅広い視点による客観的な検討を行う目的から、有識者や宿泊事業者及び観光関係団体代表者等による「白浜町宿泊税検討委員会」を設置することになった。

本検討委員会では、宿泊税の先行導入自治体の状況を把握し、宿泊事業者及び宿泊客へのアンケート調査等を参考にしながら、新たな地方税としての宿泊税導入の妥当性や具体的な課税要件・用途等について検討を行った。

2 白浜町の現状と検討の経緯

(1) 観光の現状



白浜町における観光客推計

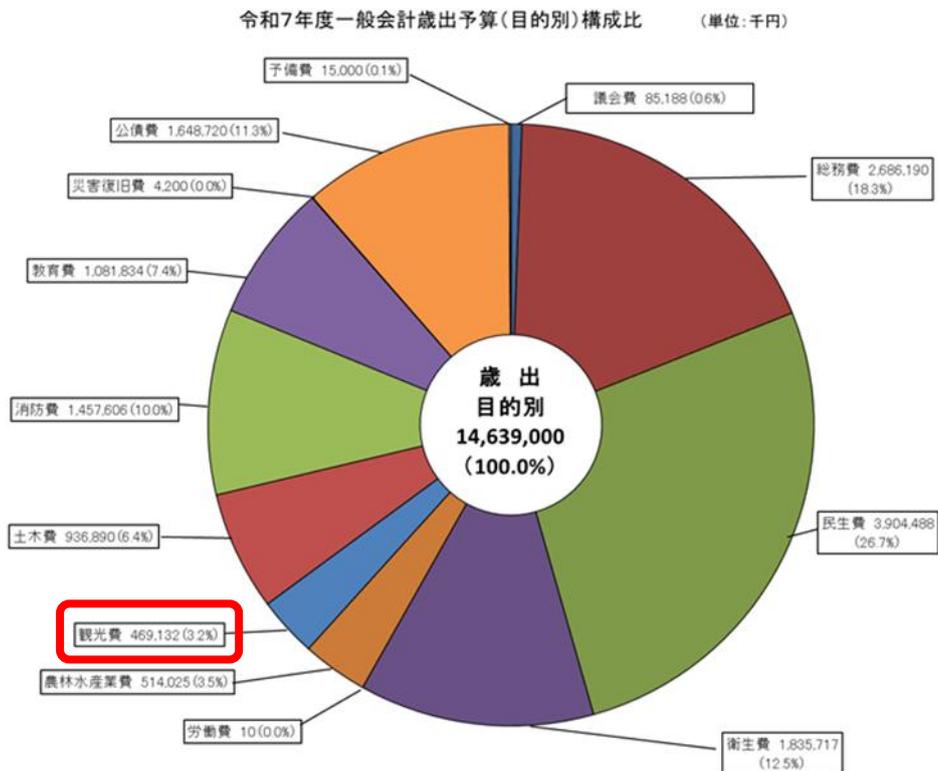
(単位：人)

| 年別 | 観光客総数 | うち宿泊客 | うち日帰り客 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 平成27年 | 3,595,676 | 2,092,119 | 1,503,557 |
| 平成28年 | 3,468,913 | 1,963,919 | 1,504,994 |
| 平成29年 | 3,464,960 | 1,947,269 | 1,517,691 |
| 平成30年 | 3,521,818 | 1,945,046 | 1,576,772 |
| 令和元年 | 3,631,300 | 2,027,448 | 1,603,852 |
| 令和2年 | 2,522,331 | 1,221,742 | 1,300,589 |
| 令和3年 | 2,622,423 | 1,225,600 | 1,396,823 |
| 令和4年 | 3,041,218 | 1,586,825 | 1,454,393 |
| 令和5年 | 3,145,444 | 1,677,304 | 1,468,140 |
| 令和6年 | 3,184,528 | 1,733,049 | 1,451,479 |

宿泊客に関して、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込み、その後回復傾向にあるものの、コロナ禍以前にまで戻りきっていない。

○白浜町一般会計予算等の状況

令和7年度白浜町一般会計歳出当初予算における観光費は約4.7億円で全体の3.2%となっている。



また、令和6年度決算における主な支出は次表のとおりである。

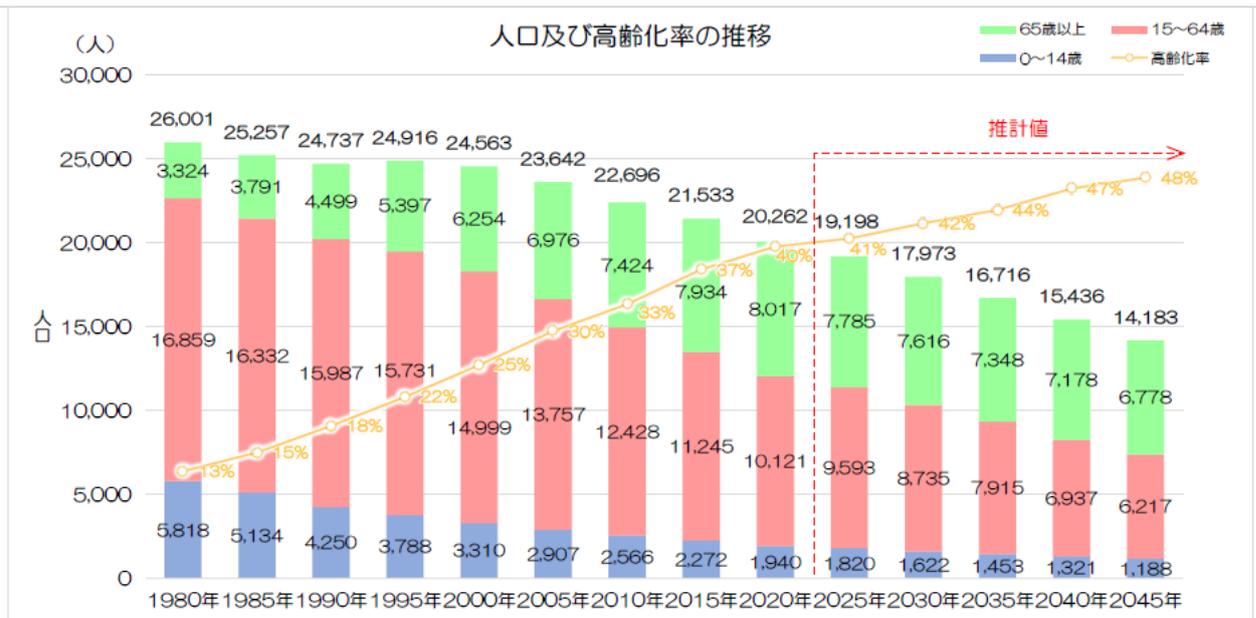
①観光施策に支出している経費(R6決算)主なもの (単位:千円)

| 項目 | 主なもの | 決算額 |
|--------------|--|---------|
| 観光課職員人件費 | 人件費 | 63,900 |
| 内訳(主なもの) | 報酬、給料、職員手当等、共済費 | 63,900 |
| 観光関連団体補助 | 観光協会(白浜、椿、日置)、旅館組合補助金 | 69,100 |
| 内訳(主なもの) | 南紀白浜観光協会補助金 | 61,000 |
| | 椿温泉観光協会補助金 | 3,600 |
| | 日置川観光協会補助金 | 1,500 |
| | 白浜温泉旅館協同組合補助金 | 3,000 |
| イベント補助 | 観光振興等特別宣伝補助金、各種イベント補助金他 | 26,200 |
| 内訳(主なもの) | 観光振興等特別宣伝補助金 | 18,500 |
| | 各種イベント補助 | 2,800 |
| | オーシャンサーフチャレンジ | 1,600 |
| | ビーチアルティメット | 3,000 |
| 誘客促進・プロモーション | スポーツ合宿誘致補助、観光客誘客事業他 | 54,000 |
| 内訳(主なもの) | スポーツ合宿誘致事業補助金 | 15,100 |
| | 観光バスツアー誘客促進補助金 | 3,600 |
| | 観光客誘客等業務委託料 | 22,000 |
| | 観光PR動画作成等業務委託料 | 2,800 |
| 海水浴場開設費 | 警備委託料、清掃委託料、海水浴場監視委託料他 | 51,700 |
| 内訳(主なもの) | 白良浜海水浴場費 | 44,900 |
| | 江津良海水浴場費 | 2,900 |
| | 臨海海水浴場費 | 3,000 |
| | 椿海水浴場費 | 900 |
| 公園、施設維持管理費 | 海岸、公園の清掃業務、平草原公園、足湯、白浜会館費、健康交流拠点施設等の維持管理費等 | 157,300 |
| 内訳(主なもの) | 公園、平草原公園(維持管理費) | 112,700 |
| | 向平キャンプ場運営事業費 | 1,300 |
| | 健康交流拠点施設事業費 | 34,100 |
| その他 | 各種負担金、商工振興費他 | 56,700 |
| 内訳(主なもの) | 白浜町商工会補助金 | 9,500 |
| | 合計 | 478,900 |

(2) 白浜町の推計人口と税収等

人口戦略会議が令和6年4月24日に公表した地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて、当町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される。

町の人口は2020年から2045年にかけて約30%（6,079人）減少する見込みで、町税収入の減少や測定単位に人口が用いられている普通交付税についても、大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる。



※合計値には、年齢「不詳」の人数を含む

出典：実数値：総務省統計局「2020年国勢調査」

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

(3) 観光産業の重要性

～白浜町観光産業経済効果実態調査（平成26年3月）より抜粋～

観光は、宿泊業、飲食業、土産物産業等の観光関連産業のみならず、一般的な商業やサービス業、交通運輸業、農林水産業にまでその影響が広がる、いわば複合産業、総合産業ともいわれる。さらに、就業者構造や生活様式、社会インフラや地方行政施策への関わりも、特に和歌山県における白浜町においてはその影響割合は他の地域、市町村と比べても大きいものと推察される。

本調査データを基に、業種毎の加重平均による補正を行って求めた白浜町の各業種の観光依存度は、下表のとおりである。なお、「金融・保険」、「医療・福祉・介護」については、本分析では、両業種とも観光依存度0%と見なした。

「教育・学習支援」の観光依存度がトップの99.4%となっているのは、白浜アドベンチャーワールドの売上が業種全体に占める割合を推計したものである。

○白浜町の各業種の観光依存度

| 業種 | 個人客と法人客の割合 | | 個人客に占める | | 法人客に占める | | 観光依存度 |
|------------------|------------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|
| | 個人客 | 法人客 | 観光客 | 非観光客 | 観光関連 | 非観光関連 | |
| 1農林 | 13.7% | 86.3% | 4.6% | 95.4% | 10.6% | 89.4% | 9.8% |
| 2水産・養殖 | 30.0% | 70.0% | 17.0% | 83.0% | 0.0% | 100.0% | 5.1% |
| 4建設 | 18.8% | 81.2% | 1.0% | 99.0% | 14.2% | 85.8% | 11.7% |
| 5製造 | 15.2% | 84.8% | 64.7% | 35.3% | 21.2% | 78.8% | 27.8% |
| 7情報通信 | 4.7% | 95.3% | 0.0% | 100.0% | 41.0% | 59.0% | 39.1% |
| 8運輸・郵便 | 88.9% | 11.1% | 34.1% | 65.9% | 50.0% | 50.0% | 35.9% |
| 9卸売・小売 | 73.6% | 26.4% | 25.9% | 74.1% | 53.3% | 46.7% | 33.1% |
| 11不動産・物品賃貸 | 67.5% | 32.5% | 0.0% | 100.0% | 19.8% | 80.2% | 6.4% |
| 12学術研究、専門・技術サービス | 7.3% | 92.7% | 2.8% | 97.2% | 20.2% | 79.8% | 18.9% |
| 13宿泊・飲食サービス | 86.0% | 14.0% | 80.1% | 19.9% | 41.2% | 58.8% | 74.7% |
| 13-1 宿泊サービス | 85.6% | 14.4% | 83.9% | 16.1% | 41.3% | 58.7% | 77.7% |
| 13-2 飲食サービス | 89.1% | 10.9% | 54.3% | 45.7% | 40.0% | 60.0% | 52.7% |
| 14生活関連サービス | 92.3% | 7.7% | 80.0% | 20.0% | 10.8% | 89.2% | 74.6% |
| 15教育・学習支援 | 99.7% | 0.3% | 99.7% | 0.3% | 0.0% | 100.0% | 99.4% |
| 16医療・福祉・介護 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | - | - | - |
| 18他に分類できないサービス | 28.5% | 71.5% | 11.0% | 89.0% | 64.9% | 35.1% | 49.5% |
| 19いずれにも該当しない | 0.0% | 100.0% | - | - | 100.0% | 0.0% | - |

前述の業種ごとの観光依存度を使用し、経済センサスによる業種の売上構成を勘案し、白浜町全産業の観光依存度を計算すると、43.1%となる。

白浜町全産業の観光依存度は43.1%

[出典：白浜町観光産業経済効果実態調査報告書 平成26年3月]

観光産業は白浜町の基幹産業であり、宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中において、より一層「観光関連産業振興」の重要性は高まってきた。また、白浜町の第2次長期総合計画や白浜温泉街活性化構想推進計画など、町の計画上も観光振興・観光施策は重要な位置付けとなっており、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」の実現を目指し、観光振興に取り組んでいく。

○第二次白浜町長期総合計画「～輝きとやすらぎと交流のまち 白浜～」

【基本方針・現状と課題】※一部抜粋

町の持続的な発展をめざして、魅力的な観光地に向けた戦略的かつ計画的な取り組みを推進し、地域のにぎわいを創出します。

観光産業は、重要な成長分野であるといわれている中、グローバル化の進展や人々の価値観の多様化などに伴い、観光地に求められるニーズは多種多様なものとなっています。本町は、風光明媚な海岸や湯量が豊富で泉質の良好な温泉、森と清流と海が織りなす豊かな自然と、世界遺産の「熊野古道大辺路」をはじめ、史跡・文化財などの豊富な観光資源に恵まれているほか、県内唯一の空港である南紀白浜空港が立地する温泉宿泊地となっています。そのような中、平成28年3月に「白浜温泉街活性化構想推進計画」を策定し、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」というテーマのもと、白浜温泉を核とした観光振興に取り組んでいます。

さらに、椿地域は湯治場として全国的に知れ渡っており、日置川地域においては、地域資源を生かした体験・交流型観光を積極的に進めています。今後とも、各地域の特性を発揮し、地域ぐるみによる取り組みを推進していくことが必要です。

【施策の体系】

- ・観光資源の維持、活用
- ・観光イベントの開催
- ・観光施設の整備、充実
- ・観光ネットワークの形成、促進
- ・観光情報の発信強化
- ・観光関連団体等との連携、支援
- ・外国人観光客の受け入れ

(4) 財源の検討について

少子高齢化に伴う人口減少により税収等の歳入は減少していくことが見込まれ、町の予算規模は縮小していくことが懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興の重要性が高まっていることから、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が必要となる。

①自主財源の比較

地方自治体の自主財源として、税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄付金等が考えられるが、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、地方税が適当な手段である。

【自主財源の比較】

| 種類 | 内容 | 安定性・継続性 | 受益と負担 | 規模 |
|------------|--|---------------------------------------|--|---------------------------------|
| 地方税 | ・法定外税 条例で定めて新設する税 ・超過課税 標準税率を超える税率で定めて課税 | 安定的・継続的な確保が可能 | 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能 | 対象者の設定などにより規模の確保が可能 |
| 分担金 負担金 | 特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの | 特定の事業に係るため、安定的であるが、 継続的な確保が難しい | 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、 受益者の特定が困難 | 受益者を個別に特定する必要がある、 規模は限定的 |
| 使用料 | 行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの | 安定的・継続的な確保が可能 | 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある | 施設等利用者からの徴収となるため、 規模は限定的 |
| 手数料 | 特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの | 安定的・継続的な確保が可能 | 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある | 役務提供先からの徴収となるため、 規模は限定的 |
| 寄付金 | 無償で金銭その他の財産を供与するもの | 善意や協力に基づくため、 安定的・継続的な確保が難しい | 善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担する必要はない | 善意や協力によるため、 規模の確保が想定できない |

②自主財源となる地方税の比較

新たな財源としての租税を検討するに当たり、観光振興といった特定の目的を実現するための財源となることから、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益に応じた負担を求める関係が明確である「法定外目的税」の創設、又は既存の法定目的税として「入湯税の超過課税」を検討。

【自主財源となる地方税の比較】

| 種 類 | | 安定性・継続性・受益者負担など |
|------|--------|---|
| 法定外税 | 法定外普通税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい |
| | 法定外目的税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 受益と負担の関連性が明確である ・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる |
| 超過課税 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 当町では入湯税が候補となる |

③ 法定外目的税の意義

地方公共団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。平成 12 年 4 月の地方分権一括法による地方税法の改正により、新たに法定外目的税が創設された。

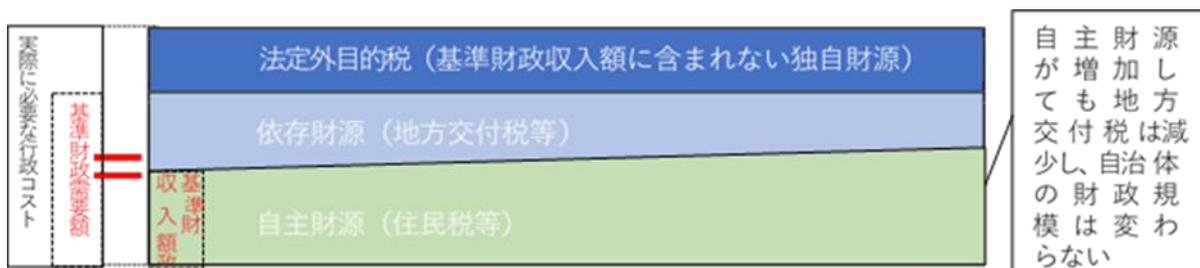
法定外目的税は特定の費用に充てるため、地方公共団体が独自に条例で定めることができる税目で、新設には総務大臣の同意が必要となる。

また、法定外目的税は地方交付税の基準財政収入額の算定対象にならず、すなわち普通交付税が減額されない。（※注）

普通交付税の基準財政需要額は、一般的な住民サービスに必要な経費であり、観光客等の多数の訪問者数は市町村毎の公信力をもった統計数値もないことから、普通交付税の算定対象となっていない。従って、観光客等の訪問者への対応に必要な経費について国等から財政措置も十分とは言えない。

このような背景の中で、法定外目的税を導入することは、純粋に自治体の自主財源が増えることにつながり、また、観光振興を目的とした法定外目的税であれば、人口減少社会の中で福祉関係等の行政コストが増嵩していく中においても観光振興予算を直接維持・増加させることができると考えられる。

※注）各地方公共団体に配分される普通交付税は、団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」が算定され、前者が後者を上回る場合、その不足額に応じて交付されることになる。このため、住民税や固定資産税等の自主財源が増加しても、普通交付税が減額される仕組みとなっている。



【地方公共団体における法定外税の導入状況】

法定外税の状況

(令和7年7月31日現在)
(令和5年度決算額)
(単位:億円)

| 令和5年度決算額 817億円 (地方税収額に占める割合 0.19%) | |
|---|---|
| 1 法定外普通税 [542億円(23件(*1))] | |
| [都道府県] | |
| 石油価格調整税 | 沖縄県 10 |
| 核燃料税 | 福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 293 |
| 核燃料等取扱税 | 茨城県 12 |
| 核燃料物質等取扱税 | 青森県 196 |
| 再生可能エネルギー地球共生促進税 | 宮城県(*2) - |
| 計 | 14件 511 |
| [市区町村] | |
| 別荘等所有税 | 熱海市(静岡県) 5 |
| 歴史と文化の環境税 | 太宰府市(福岡県) 0.7 |
| 使用済核燃料税(*3) | 薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)、むつ市(青森県)(*2) 17 |
| 狭小戸集住宅税 | 豊島区(東京都) 3 |
| 空港連絡橋利用税 | 泉佐野市(大阪府) 4 |
| 宮島訪問税 | 廿日市市(広島県) 2 |
| 非居住住宅利活用促進税 | 京都市(京都府)(*4) - |
| 計 | 9件(*1) 31 |
| 2 法定外目的税 [275億円(48件(*1))] | |
| [都道府県] | |
| 産業廃棄物税等(*5) | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 70 |
| 宿泊税 | 東京都、大阪府、福岡県 86 |
| 乗鞍環境保全税 | 岐阜県 0.04 |
| 計 | 31件 157 |
| [市区町村] | |
| 遊漁税 | 富士河口湖町(山梨県) 0.1 |
| 環境未来税 | 北九州市(福岡県) 11 |
| 使用済核燃料税 | 玄海町(佐賀県) 5 |
| 環境協力税等(*6) | 伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県) 0.3 |
| 開発事業等緑化負担税 | 箕面市(大阪府) 0.6 |
| 宿泊税 | 京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、二セコ町(北海道)(*2)、常滑市(愛知県)(*2)、熱海市(静岡県)(*2) 102 |
| 北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、赤井川村、占冠村、音更町、弘前市、宮城県、仙台市、岐阜市、高山市、下呂市、鳥羽市、松江市、広島県、熊本市(*7) | |
| 計 | 17件(*1) 118 |
| 合計:71件(法定外普通税23件(*1)、法定外目的税48件(*1)) / 実施団体数:58団体(34都道府県、24市区町村(*1))(重複除き) | |

*1 件数には、令和7年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。
 *2 再生可能エネルギー地球共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、使用済核燃料税(むつ市)は令和6年9月24日に、宿泊税(ニセコ町)は令和6年11月1日に、宿泊税(常滑市)は令和7年1月6日に、宿泊税(熱海市)は令和7年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。
 *3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料貯蔵施設への使用済核燃料の貯蔵を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。
 *4 非居住住宅利活用促進税(京都市)の施行予定日は令和11年11月1日である。
 *5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税対象とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
 *6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。
 *7 条例制定・総務大臣同意後だが未施行の宿泊税。なお、施行予定日は、高山市・下呂市は令和7年10月1日、赤井川村は令和7年11月1日、弘前市は令和7年12月1日、松江市は令和7年12月以降、宮城県及び仙台市は令和8年1月13日、北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、占冠村、音更町、岐阜市、鳥羽市、広島県は令和8年4月1日、熊本市は令和8年7月1日である。
 *8 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

④法定外目的税の検討

法定外目的税の検討に当たっては、観光振興を目的とした税とすることや、受益者負担の観点から、観光客の観光活動を課税対象として比較・検討。

町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や徴収のためのコストが低い「宿泊税」が最も適していると考えられる。

| 観光活動 | 課税対象 | 対象の補足 | 徴収コスト |
|------|------------|------------------------------|------------------------------|
| 入域 | 町内への入域 | 鉄道・バスでの入域は捕捉可能だが、車での入域の補足は困難 | 入域行為の把握や徴税にコストがかかる |
| 交通利用 | 町内交通機関の利用 | 町民と観光客との区別が不可 | 関係機関が多く、徴税コストがかかる |
| 飲食 | 飲食店等での飲食行為 | 町民と観光客との区別が不可 | 飲食店等の数が多く、飲食の都度徴税するにはコストがかかる |

| | | | |
|--------|---------------|----------------------|------------------------------|
| 宿泊行為 | 宿泊施設への宿泊行為 | 捕捉が容易 町民利用は比較的少ない | 施設数が少なく、既存の入湯税徴収スキームを参照しやすい |
| お土産等購入 | お土産店等での物品購入行為 | 町民と観光客の区別が不可 | お土産店等の数が多く購入の都度徴税するにはコストがかかる |

⑤入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

ア 入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第 701 条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）を検討することとなる。

入湯税の標準税額は、地方税法第 701 条の 2 により、150 円となっている。入湯税課税 992 団体のうち、超過課税を実施している団体は令和 6 年 4 月 1 日現在で下記 12 団体のみである。

| 市区町村名 | 宿泊 | | 日帰り |
|-----------|-------------------|-----------------|----------------|
| 釧路市（北海道） | 国際観光ホテル250円 | 一般150円 | 90円 |
| 登別市（北海道） | 一般300円 | ユースホテル100円 | 50円 |
| 伊達市（北海道） | 一部施設※1300円 | 一般150円 | 50円 |
| 上川町（北海道） | 国際観光ホテル250円 | 一般150円 | 150円 |
| 壮瞥町（北海道） | 一般300円 | ユースホテル100円 | 100円 |
| 桑名市（三重県） | ①ホテル、旅館210円 | ②国民宿舎、寮、保養所150円 | ①210円 ②150円 |
| | ③その他60円 | | ③60円 |
| | | | |
| 長門市（山口県） | 一般150円 | 景観形成重点地区300円 | 300円 |
| 東川町（北海道） | 250円 | | 150円 |
| 洞爺湖町（北海道） | 300円 | | 100円 |
| 箕面市（大阪府） | 200円 | | 75円 |
| 美作市（岡山県） | 200円 | | 200円 |
| 別府市（大分県） | 1,500円以上 2,000円以下 | 50円 | 40円 |
| | 2,001円以上 4,500円以下 | 100円 | |
| | 4,501円以上 6,000円以下 | 150円 | |
| | 6,001円以上50,000円以下 | 250円 | |
| | 50,001円以上 | 500円 | |

※1 宿泊料金が 6,000 円を超え、総客室が 20 室を超える施設

イ 宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊に対してかける法定外目的税で、地方税法第 731 条に基づき、条例で定める特定の費用に充てるもの。

近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

ウ 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

入湯税（超過課税）は、課税対象に町民が含まれることや税収の規模の確保が難しいだけでなく、観光振興以外に充当することができてしまう。一方、宿泊税では導入時のコストが嵩むが、観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる等のメリットがある。

| | 事業者 | 観光客・町民 | 行政 |
|---------------|--|--|--|
| 入湯税 (超過課税) | <ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない | <ul style="list-style-type: none"> 用途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる 入湯税の課税対象には町民も含まれる | <ul style="list-style-type: none"> 既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い 課税対象者が入湯者に限られているため、税収の規模の確保が難しい |
| 宿泊税 | <ul style="list-style-type: none"> より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる 新たな税への対応に負担が生じる | <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の関係性が明確 町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なさから町民負担が少ないと言える | <ul style="list-style-type: none"> 観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる 新たな税を導入するため、事務コストが嵩む |

(5) 宿泊税検討経緯のまとめ

～観光財源として宿泊税が有力視される理由～

(1) 地方財政の仕組み

・観光客の増加によって町税が増えても、地方交付税が減額され、収入増にはそのまま結び付かないが、入湯税などの「法定目的税」や宿泊税などの「法定外目的税」、「法定外普通税」、「協力金」であれば、地方交付税は減額されない。

(2) 税としての特性

- ・「協力金」等と異なり、税として徴収できる強制力がある。
- ・条例で用途を定めることにより、受益と負担の関係を明確にできる。

(3) 宿泊税の利点

- ・課税客体（宿泊者の宿泊行為）が明確であり、公平性も担保できる。
- ・担税力が期待できると共に、一定規模の税収確保が安定的に見込める。
- ・宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる。
- ・導入事例が積み重ねられており、制度設計の見通しがつきやすい。

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、白浜町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっている。今後、観光施策を継続的に実施していくことを目的とした財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点から、受益に応じた負担を求める関係が明確で、町民に負担を求めない新たな税として「宿泊税」を検討する。

3 先行導入自治体の状況

(1) 先行導入自治体の導入目的

各先行導入自治体ともに、主に地域や観光資源の魅力を高めること及び観光振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として宿泊税を導入している。

| 自治体 | 導入目的 |
|------|---|
| 金沢市 | 金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため |
| 福岡市 | 福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため（観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興、持続可能な観光の振興） |
| 北九州市 | 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため |
| 長崎市 | 都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため |
| 倶知安町 | 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため |
| 熱海市 | 観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため |

(2) 先行導入自治体の課税状況等

| 課税団体 | 金沢市 | 倶知安町 | 福岡市 | 北九州市 | 長崎市 | 二セコ町 | 常滑市 | 熱海市 |
|-----------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 導入時期 | 2019年 4月 | 2019年 11月 | 2020年 4月 | 2020年 4月 | 2023年 4月 | 2024年 11月 | 2025年 1月 | 2025年 4月 |
| 対象施設 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 | 市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 |
| | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 | 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 |
| | 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊) | 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) | 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) |
| 納税義務者 | 上記施設への宿泊者 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 課税標準 | 上記施設への宿泊数 | 上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金 | 上記施設への宿泊数 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 税率(税額) | 1人1泊につき | 上記課税標準の2% | 1人1泊につき ※うち県税50円 | 1人1泊につき ※うち県税50円 | 1人1泊につき | 同左 | 同左 | 同左 |
| 免税点 | 5千円未満 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| ～5千円未満 | なし | ※4千円の場合 合 80円 | 200円 | 200円 | 100円 | 100円 | 200円 | 200円 |
| 5千円～2万円未満 | 200円 | ※1万円の場合 合200円 | 200円 | 200円 | ～1万円 100円 1万円～ 200円 | 200円 | 200円 | 200円 |
| 2万円～5万円未満 | 500円 | ※2万円の場合 合400円 | 500円 | 200円 | 500円 | 500円 | 200円 | 200円 |

| | | | | | | | | |
|------|------|--------------------|------|------|-------|------------------------------------|------|------------|
| 5万円～ | 500円 | ※5万円の場合 合1,000円 | 500円 | 200円 | 500円 | ～10万円 1,000円 10万円～ 2,000円 | 200円 | 200円 |
| 課税免除 | - | 修学旅行等 | - | - | 修学旅行等 | - | - | 12歳未満修学旅行等 |

○温泉を有する自治体における宿泊税導入の概要について

| 課税団体 | 栃木県那須町 | 長野県白馬村 | 長野県軽井沢町 | 北海道ニセコ町 | 神奈川県湯河原町 |
|-------------|---|--|--|---|---|
| 導入時期 | 2026年10月（予定） | 2026年6月（予定） | 2026年6月（予定） | 2024年11月～ ※改正予定有 | 2026年4月（予定） |
| 対象施設 | ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 | ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 |
| 納税義務者 | 上記施設への宿泊者 | 上記施設への宿泊者 | 上記施設への宿泊者 | 上記施設への宿泊者 | 上記施設への宿泊者 |
| 課税標準 | 上記施設における宿泊数 | 上記施設における宿泊数 | 上記施設における宿泊数 | 上記施設における宿泊数 | 上記施設における宿泊数 |
| 税率（税額） | 1人1泊につき宿泊料金が | 1人1泊につき宿泊料金が | 1人1泊につき宿泊料金が | 1人1泊につき宿泊料金が | 1人1泊につき宿泊料金が |
| 1万円未満 | 100円 | 150円（100円） | 150円（100円） | 200円※5千円以下は100円 | 300円 |
| 1万円以上2万円未満 | 300円 | 150円（100円） | 200円（150円） | 200円 | 300円 |
| 2万円以上3万円未満 | 500円 | 350円（300円） | 200円（150円） | 500円 | 300円 |
| 3万円以上5万円未満 | 800円 | 350円（300円） | 200円（150円） | 500円 | 300円 |
| 5万円以上10万円未満 | 1,500円 | 850円（800円） | 200円（150円） | 1,000円 | 500円 |
| 10万円以上 | 3,000円 | 1,850円（1,800円） | 650円（600円） | 2,000円 | 500円 |
| 免状点 | なし | 6,000円未満 | 6,000円未満 | なし | なし |
| 課税免除 | ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 | ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） | ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） | 修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者 | ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者 |

補足事項

①長野県白馬村及び長野県軽井沢町の税額における()書きは、制度開始3年間の税額である。

また、長野県税としての課税が別途あり、制度開始3年間についてはそれぞれ100円、3年後以降はそれぞれ150円が合わせて徴収される。

②北海道ニセコ町においては、北海道税としての課税が別途（2026年4月～予定）あり、宿泊料金区分により100円から500円が徴収される。

4 白浜町における宿泊税活用の使途

(1) 宿泊税の使途の方針について

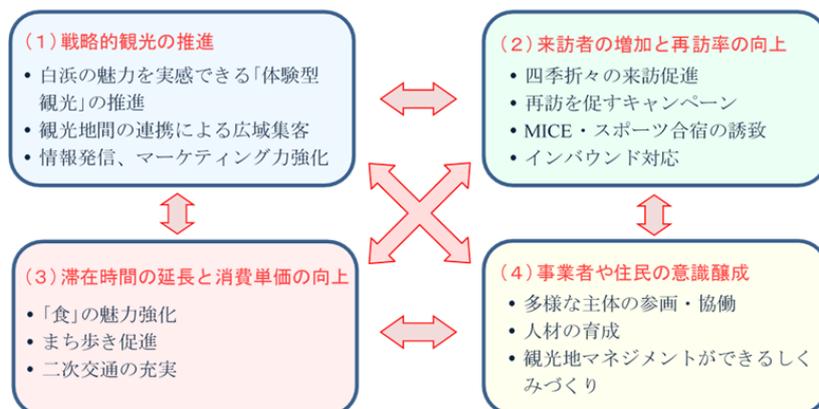
先行導入自治体では、「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを目的に宿泊税を導入している。

白浜町における宿泊税の使途については、「白浜温泉街活性化構想推進計画」の基本方針や基本目標を踏まえ、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策を実施していく。

【白浜温泉街活性化構想推進計画 基本方針】



【白浜温泉街活性化構想推進計画 基本目標】



(2) 観光振興に係る財源

既存の観光施策に係る経費は、職員人件費（0.7億円）を除き、約4.1億円となっている。

国県支出金やふるさと納税等を除いた既存事業の一般財源は約2.7億円であるため、宿泊税を基にした既存事業の拡充及び新規事業を合わせると、町の観光施策として2.7億円+ α の財源を確保する必要がある。

| | | |
|-------------|---------------------------------|----------------|
| 観光施策 事業費 | 観光職員人件費 0.7億円 | 一般財源 |
| | 既存事業4.1億円 + 新規事業 α | 国県支出金・ふるさと納税など |
| | | 一般財源 |
| | | 宿泊税 |

○観光施策に活用している財源

観光施策充当財源（R6年度）

【単位：千円】

| 財源 | 主な活用用途 | 金額 |
|-------------|--------------------------|----------------|
| 入湯税 | 観光施設の整備 | 100,966 |
| | ・浴場施設整備、公園施設整備 | |
| | 観光振興（ソフト事業） | |
| | ・観光協会等補助金、各種イベント補助、海水浴場費 | |
| ふるさと納税 | 観光振興に関する事業 | 78,400 |
| | ・観光宣伝特別補助金、スポーツ合宿補助金等 | |
| 国・県支出金 | | 4,976 |
| 使用料、諸収入他 | | 23,789 |
| 地方債 | | 4,100 |
| <u>一般財源</u> | | <u>266,667</u> |
| 計 | | 478,898 |

(参考) 入湯税令和6年度充当事業

| 事業区分 | 充当額 | 割合 | 事業内容 |
|----------------|---------|--------|------------------------|
| 環境衛生施設の整備 | 69,183 | 39.3% | 廃棄物処理施設整備費 |
| 鉱泉源の保護・管理施設の整備 | 3,297 | 1.9% | 鉱泉源の保護・管理施設整備費 |
| 消防施設等の整備 | 2,713 | 1.5% | 消防施設等整備費 |
| 観光施設の整備 | 9,046 | 5.1% | 浴場施設整備、公園施設整備 |
| 観光振興 | 91,920 | 52.2% | 観光協会等補助金、イベント補助、海水浴場費等 |
| 計 | 176,159 | 100.0% | |

上記表のとおり令和6年度における入湯税については、全体の57%、約1億円が観光施設の整備、観光振興に充当されているが、残りの43%、約0.7億円は、他の充当項目分類の環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護・管理施設の整備、消防施設等の整備に充当されている。

とりわけ環境衛生施設・廃棄物処理施設整備費においては、多くの観光客を受け入れるための処理能力を有した施設等を設置しており、今後も長寿命化計画等による大規模な定期修繕も控えている状況であり、入湯税の充当配分も、大幅な変更を余儀なくされる状況が見込まれ、観光振興に充当される財源が少なくなる可能性がある。

そのようなことも加味した上で、人口減少による税収減も想定される中、現状の観光施策の維持はもとより、更なる振興を図っていくためには、観光振興に特化した目的税である宿泊税を一定規模、確保していく必要がある。先述の2.7億円+ α の財源については、観光振興施策の現状維持ベースで、当面少なくとも4億円程度は必要であり、今後、さらなる観光振興をめざすためには、財政需要として6.5億円を超える財源が必要と推察される。

(3) 宿泊税の活用

宿泊税を活用し、全国有数の国際観光立町「白浜」を目指していくため、本検討委員会(アンケート含む)における意見等の整理を踏まえた宿泊税の用途の方針に基づく新たな施策展開が求められる。

観光振興を図るための施策として、その施策の目的を明確にし、常に効果検証を繰り返しながら、より効果的な活用をすることが重要であり、そうすることにより、納税者である宿泊者はもとより地域の宿泊事業者や関係団体、地域住民の理解も得られるものと思われる。

想定される事業実施例は次のとおり。

宿泊税活用事業の事業例

| 事業区分 | 事業例 | 事業規模 |
|--------------------|--|------|
| 観光資源の魅力向上 | | |
| 観光資源魅力向上事業 | ① 温泉魅力発信の強化 <事業例イメージ等> ・温泉特化情報ツールの作成等(温泉ブック、PR動画、パブリケッツ等) ・温泉特産品開発支援等 ・硫湯源泉活用事業(温泉たまご、温泉蒸し野菜、顔湯体験、その他源泉体験事業等) ② フォトスポット(映えスポット)整備 | |
| 観光資源環境保全等事業 | ① 観光資源等美化活動事業 <事業例イメージ等> ・海岸、道路の清掃、除草 ② 観光資源保全対策等事業 ③ 温泉保全対策事業 | |
| 情報発信の充実 | | |
| 国内プロモーション強化事業 | ① SNS等を活用した情報発信の強化 ② 観光プロモーションツール等の充実 <事業例イメージ等> ・テーマ別、シーズン別(グルメ、体験、見どころ等)の観光パンフ(紙、デジタル)の作成等 ・観光特産品開発支援等 ③ 誘客プロモーション事業の拡充 <事業例イメージ等> ・ターゲット地域別(関東、関西、中部地域等)プロモーション事業の展開 | |
| 国外プロモーション強化事業 | ① SNS等を活用した情報発信の強化 ② 観光プロモーションツール等の充実 <事業例イメージ等> ・テーマ別、シーズン別(グルメ、体験、見どころ等)の観光パンフレット(紙、デジタル)の作成等 ・観光特産品開発支援等 ・各種情報ツール(観光パンフ、観光イメージ、WEBサイト等)の多言語化 ③ 誘客プロモーション事業の拡充 <事業例イメージ等> ・ターゲット地域別(アジア、欧米等)プロモーション事業の展開 | |
| 旅行者の受入環境の充実 | | |
| 観光施設整備等事業 | ① 観光案内看板整備 ② 観光施設等整備事業 <事業例イメージ等> ・浴場施設整備(白良湯、傘葎の湯、崎の湯、しらすな浴場、椿はなの湯等) ・公園施設等整備(平草原、阪田、番所山、白良浜、円月島、三段壁、千畳敷周辺等) ・海水浴場施設整備(白良浜、江津良、臨海浦、椿海水浴場等) ・その他観光施設整備(足湯、公衆トイレ、テニスコート、キャンプ場等) | |
| まちなかにぎわい創出事業 | ① 空き店舗等改修事業補助金の拡充 <事業例イメージ等> ・補助事業の継続(拡充)等 ・補助要件の緩和及び補助金額の増額等 ② 商店街等活性化促進事業補助金の拡充 <事業例イメージ等> ・補助事業の継続(拡充)等 ・補助要件の緩和及び補助金額の増額等 | |
| 二次交通体制整備強化事業 | ① 空港連絡バスの運行支援 ② 地域公共交通環境の更なる充実 <事業例イメージ等> ・デマンドバス等 ・利用環境の整備支援(バス停整備支援等) ③ DX等を取り入れた夜間等移動手段の確保・強化 <事業例イメージ等> ・ナイトタクシー ・タクシー配車アプリの導入支援 | |

| | | |
|---------------|--|------------------|
| 誘客促進 | | |
| 観光イベント等充実事業 | ① 観光イベントの充実等 〈事業例イメージ等〉 ・観光誘客イベントの充実等（花火イベント等大規模集客事業、ナイトエコノミー促進事業、ペトワリズム推進事業等） ・海上イベントの誘致等（海上フェスタ、SUP、その他海上イベント等） | |
| | ② イベント補助金の拡充 〈事業例イメージ等〉 ・補助事業の継続（拡充）等 ・補助金額の増額等 | |
| 誘客促進事業 | ① 宿泊割引クーポンの拡充 〈事業例イメージ等〉 ・事業の継続（拡充） ・年度内複数実施（春、秋、冬） ・その他誘客補助事業の実施（団体バスツアー、町内周遊体験クーポン等） | |
| | ② 国際チャーター便の誘致促進 | |
| | ③ 町内周遊施策（3温泉地周遊施策、熊野古道との連携等） | |
| | ④ 体験交流観光、教育旅行の誘致促進 | |
| MICE等誘致強化事業 | ① スポーツ合宿等誘致事業補助金の拡充 〈事業例イメージ等〉 ・補助事業の継続（拡充） ・補助要件の緩和、補助金額の増額等 | |
| | ② 大会等誘致促進 〈事業例イメージ等〉 ・補助事業の継続（拡充） ・補助要件の緩和、補助金額の増額等 | |
| まちなみ景観整備 | | |
| 温泉街周辺まちなみ整備事業 | ① 道路美装化、足湯施設の改修 〈事業例イメージ等〉 ・道路美装化等（白浜銀座通り周辺等） | |
| その他観光振興を図る施策 | | |
| | ① 観光データの収集、分析及び活用等 | |
| | ② 持続可能な観光地域づくり 〈事業例イメージ等〉 ・ごみ処理施設の整備 ・消防救急、医療体制の充実 ・道路交通環境整備（照明、歩道、防犯カメラ等） ・農林水産業の6次産業化、ブランド化等の推進 | |
| | ③ 有事への備え 〈事業例イメージ等〉 ・災害等対応基金の積立 | |
| 宿泊税の啓発徴収に係る経費 | | |
| | ① 宿泊税特別徴収交付金 | |
| | | (平成ベース) 合計 6.5億円 |

※上記は現段階で想定している使途の事業例を例示したものであり、各年度における具体的な事業内容や事業費については、当該年度において検討を行います。

(4) 宿泊税徴税経費

宿泊税の導入に際し、宿泊税の使途として、特別徴収義務者の負担軽減や宿泊税の持続的な賦課徴収のために必要な宿泊税徴税経費への充当を位置付ける。

| | |
|-------------|---|
| 特別徴収交付金 | ・納期限内納入額の3%を宿泊施設へ交付 (納入額の2.5%を基本とし、導入当初は0.5%を加算するもの) |
| システム整備費等補助金 | ・宿泊税導入に伴うシステム改修等経費への補助 上限100万円(50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助) |
| 宿泊税システム管理費 | ・宿泊税の賦課、収納を管理するためのシステムの維持管理に係る経費 |

(5) 宿泊税の使途公表等

宿泊税については、その使途を観光振興に限るものとして条例で規定し、充当した事業の執行状況は毎年公表する。

宿泊税の使途については、宿泊事業者、宿泊客及び地域住民に説明しやすい、分かりやすいものとし、宿泊者の満足度を高めるための取り組みとして、関係事業者からの意見もあわせて検討し、事業実施に取り組むことが求められる。

また、施策実現のための年度間調整を見据え、宿泊税収の一定額を基金として積み立てることも想定しつつ、持続可能な観光地域づくりへ活用していくことが望ましい。

5 宿泊税の課税要件等について

(1) 課税要件等

宿泊税に関し、検討すべき課税要件としては次のとおり。

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 課税客体 | 税金がかかる物や行為 |
| 課税標準 | 納税額を算出する際に必要な基本的な数値 |
| 納税義務者 | 租税を納める義務を課せられる者 |
| 徴収方法 | 特別徴収：特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収 |
| 申告期限 | 条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの |
| 免税点 | 一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度 |
| 税額・税率 | 税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる |
| 課税免除 | 地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる |
| 課税期間 （見直し期間） | 制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う |

また、事業者への補助として先行導入自治体を参考に次の事項について検討。

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 特別徴収交付金 | 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金 |
| システム整備等補助金 | 宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修等に係る経費を補助するもの。 |

(2) 課税要件の検討

本検討委員会では、先行導入自治体の事例や町の宿泊事業者・宿泊者等を対象としたアンケート結果を参考に検討を進め、また、公平・中立・簡素といった税の三原則

に沿った制度設計とするとともに、宿泊事業者の事務負担の軽減にも配慮し、課税要件の整理を行った。

①課税客体・課税標準・納税義務者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は白浜町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

ア 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業(同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設

イ 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考件数】

旅館業法（ホテル・旅館・簡易宿所） 271 件、住宅宿泊事業法（民泊） 51 件

<方針>

課税客体：白浜町に所在する次の宿泊施設への宿泊行為

・旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業(同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設

・住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

②徴収方法

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

<方針>

徴収方法：特別徴収

③申告期限

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- ア 過去 12 か月の宿泊税年税額が一定以下である
- イ 過少申告加算金等の決定を受けていない
- ウ 税を滞納していない
- エ 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

<方針>

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する
ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

④免税点

【考え方】

宿泊事業者アンケート結果では、「免税点を設けたほうがよい」が過半数を占めたものの、受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けない。

（宿泊事業者アンケート）

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除とすることについてどのように考えますか。

宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい 33.0%

宿泊料金により課税免除を設けたほうがよい 54.0%

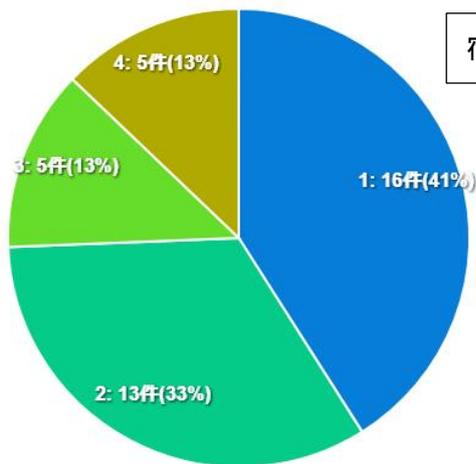
<方針>

免税点：免税点は設けない

⑤税額・税率

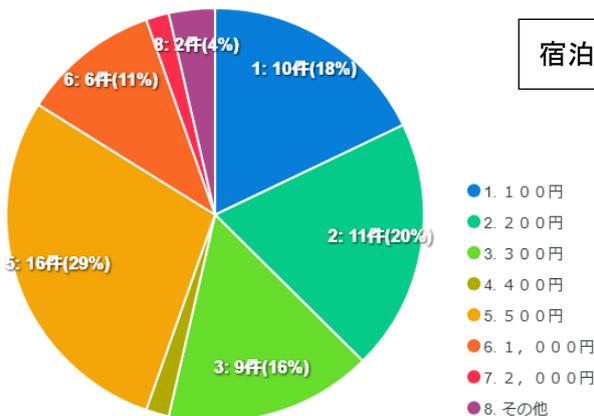
先行導入自治体の税額・税率としては、一律定額制、段階的定額制、定率制の3つに分類できる。それぞれの特徴は次のとおり。

| 項目 | 一律定額制 | 段階的定額制 | 定率制 |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 制度 | 宿泊料金に関わらず一定額で課税 | 区分ごとの宿泊料金に応じて課税 | 宿泊料金に応じて課税 |
| 税収額 | ・他に比べ、税収が確保できない ・宿泊単価の上昇は税収に関係がない | ・一律定額制と定率制の中間程度の税収と考えられる | ・定額制に比べ、税収が多くなる ・宿泊単価に応じて税収増 |
| 観光客の負担 | 宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい | 一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担 | 宿泊料（担税力）に応じた税負担 |
| 事業者等負担 | 税額計算の事業者等の負担が少ない | 税額計算の事業者等の負担は中程度 | 税額計算の事業者等の負担が大きい |
| 公平性 | 宿泊者に均等に負担を求める税制 | 一律定額制と定率制の中間 | 応能負担の観点に沿った税制 |
| 需給バランス | 市場の価格調整を阻害する可能性有 | 税額の境目の宿泊料金帯では、需給バランスを阻害する可能性有 | 価格調整による市場の需給バランスを阻害しない |
| 事例 | 福岡県、北九州市 | 大半の自治体で導入 | 倶知安町（2%の定率） |
| 社会状況への対応 | インフレやデフレに対応できない | インフレやデフレに対応できない | インフレやデフレに対応できる |



宿泊事業者アンケート

- 1. 一律定額制（1泊300円など、宿泊料金にかかわらず一定額の宿泊税とする）
- 2. 段階的定額制（宿泊料金に応じて段階的に設定。1泊それぞれ300円、500円、1000円など）
- 3. 定率制（1泊の宿泊料金について2%や3%など、一定率を乗じた宿泊税）
- 4. その他



宿泊者アンケート（納付上限）

- 1. 100円
- 2. 200円
- 3. 300円
- 4. 400円
- 5. 500円
- 6. 1,000円
- 7. 2,000円
- 8. その他

○宿泊税500円が上限額の最多となり、次いで200円、100円といった結果。
○宿泊料金区分に限らず500円や1,000円といった回答がみられる一方、高額な宿泊料金区分でも100円とした回答も確認された。

(宿泊料金区分とのクロス集計)

| 宿泊料金区分／宿泊税の上限 | 100円 | 200円 | 300円 | 400円 | 500円 | 1,000円 | 2,000円 | その他 | 計 |
|---------------|------|------|------|------|------|--------|--------|-----|----|
| 5千円以上1万円未満 | | 4 | | | | | | | 4 |
| 1万円以上2万円未満 | 4 | 4 | 4 | | 5 | | | | 17 |
| 2万円以上3万円未満 | 4 | 1 | 3 | | 6 | 2 | | 1 | 17 |
| 3万円以上4万円未満 | 1 | 2 | 2 | | 2 | 4 | | 1 | 12 |
| 4万円以上5万円未満 | 1 | | | 1 | 2 | | 1 | | 5 |
| 5万円以上 | | | | | 1 | | | | 1 |
| 計 | 10 | 11 | 9 | 1 | 16 | 6 | 1 | 2 | 56 |

【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケートでは、宿泊料金によって差を設ける（段階的定額制と定率制の合計）考え方が一律定額制を上回った。
- (2) 応能負担の観点
- (3) 従来の施策に加えて、様々な課題対応のための戦略的な観光振興を図るための財源確保も勘案
- (4) 総務省自治税務局長通知で示されている、住民（納税者）の負担が著しく過重とならないことや、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないことが求められる。

上記考え方のもと、納税者の担税力、受益の程度、税負担における公平性、制度の簡素化、応能負担、財源確保の観点から宿泊者アンケート調査結果も踏まえ、総合的に判断した結果、次の方針内容が妥当であると判断した。

<方針>

税率・税額：宿泊料金に応じた段階的定額制とする。(一人一泊につき)

※宿泊料金は食事代や消費税、入湯税などを含まない、素泊まり料金のこと

| | | | |
|--------|------------|------------|---------|
| ・ 宿泊料金 | | 10,000 円未満 | 200 円 |
| ・ 宿泊料金 | 10,000 円以上 | 20,000 円未満 | 300 円 |
| ・ 宿泊料金 | 20,000 円以上 | 50,000 円未満 | 500 円 |
| ・ 宿泊料金 | 50,000 円以上 | | 1,000 円 |

⑥課税免除

【考え方】

他の導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況であるが、白浜町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにするもの。

※課税免除対象は熱海市、湯河原町と同様になる

<方針>

課税免除：

- ① 12歳未満の者
- ② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者
- ③ 災害などにより避難が必要な者
- ④ その他公益上町長が認める者

⑦課税期間・見直し期間

【考え方】

自治税務局長通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

<方針>

課税期間・見直し期間：施行後3年、その後は5年ごとの見直し

(3) 交付金等について

① 特別徴収交付金

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金としている。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

- ア 導入から5年間は特例措置として0.5%加算
- イ 納期内納付していない場合、0.5%減算
- ウ 一定期間は納入額に1,000円を加算
- エ 加算金を伴う増額更正等を受けたとき1.5%減算 など

【考え方】

(1) 先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は0.5%加算を設けている自治体が大半となっている。

(2) 要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられるが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまう。

(3) 納期内納付を促すため、納期内に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。

<方針>

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。(すべての先行導入自治体において実施。)

特別徴収交付金：納期限納入額の3%

(納入額の2.5%を基本とし、導入当初は0.5%を加算するもの)

② システム整備費等補助金

先行導入自治体の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

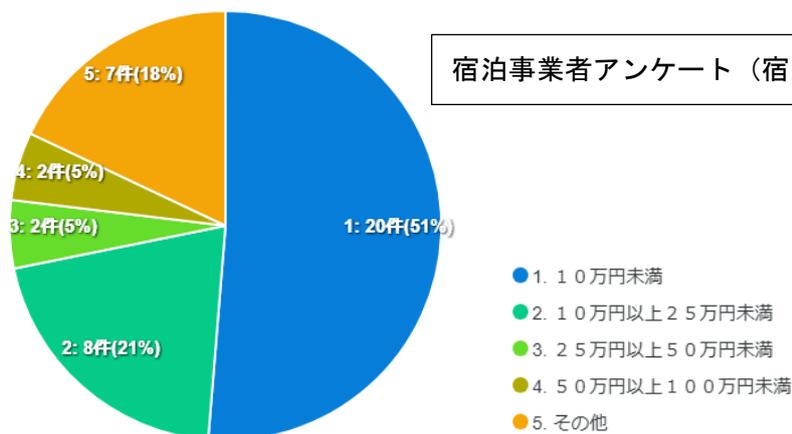
【参考】

長崎市、熱海市 上限50万円(補助率1/2)

常滑市 上限100万円(50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助)

湯河原町 上限50万円(補助率10/10)

高山市 上限100万円(補助率10/10)



【考え方】

アンケート結果では、宿泊税導入に伴う経費負担の想定は、50万円未満が約8割を占めていることから、50万円を全額補助上限とした上で、事業者負担をできるだけ軽減できるよう、それを超える部分については、更に1/2補助を加えて上限100万円のシステム整備等補助金の創設とするもの。

<方針>

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：

上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）

(4) 宿泊税制度設計について (まとめ)

| 項目 | 制度設計方針 |
|-------|---|
| 課税客体 | 白浜町に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設 ・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅 |
| 課税標準 | 宿泊施設への宿泊数 |
| 納税義務者 | 宿泊施設への宿泊者 |
| 徴収方法 | 特別徴収 |
| 申告期限 | 毎月末日までに前月分を申告納入する ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける |
| 免税点 | 免税点は設けない |
| 税額・税率 | 宿泊料金に応じた段階的定額制とする。(一人一泊につき) ※宿泊料金は食事代や消費税、入湯税などを含まない、素泊まり料金のこと ・宿泊料金 10,000円未満 200円 ・宿泊料金 10,000円以上 20,000円未満 300円 ・宿泊料金 20,000円以上 50,000円未満 500円 ・宿泊料金 50,000円以上 1,000円 |
| 課税免除 | ①12歳未満の者 ②修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者 ③災害などにより避難が必要な者 ④その他公益上町長が認める者 |

| | |
|-----------------|---|
| 課税期間 (見直し期間) | 施行後3年、その後は5年ごとの見直し |
| 特別徴収交付金 | 納期限納入額の3% (納入額の2.5%を基本とし、導入当初は0.5%を加算するもの) |
| システム整備等補助金 | 宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。 補助金：上限100万円(50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助) |

6 おわりに

本検討委員会は、全国有数の国際観光立町「白浜」を目指し、住民生活と調和した持続可能な観光振興を図っていくための新たな自主財源として、法定外目的税である宿泊税を検討するに当たり、その目的、用途及び課税要件などの制度設計について、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重に議論を重ねてきた。

本検討委員会において各委員から出された意見や課題等において、制度導入の時期が今ではない等の理由から制度導入に対する反対意見があったものの、最終的には観光立町として観光戦略を確立・推進していく必要性があり、今後の白浜町の観光産業の発展のための制度導入は必要不可欠なものであることを確認した。

とりわけ、人口減少社会において、白浜町として観光施策を継続的、戦略的に実施し、また、観光業の新たな課題の取り組みに必要な財政需要に適切に対応するためには、宿泊税を導入することは妥当であると考えます。

宿泊税の具体的な課税要件等については本検討委員会の報告を踏まえ、町においても慎重な議論を重ねることを望むところであるが、これまでの本検討委員会での議論の内容を踏まえて、以下のとおり提言する。

- 1 宿泊税という新たな税を導入するに当たっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者、また町民にも理解・納得していただけるよう、用途の透明性（公開）を図り、説明し続けること。
- 2 本検討委員会で示された議論については、整理と検討を進め、内容を精査した上で宿泊税の用途及び課税要件等を決定すること。
- 3 導入後も引き続き、観光振興施策の達成状況等の効果について検証を行い、社会情勢や白浜町の観光を取り巻く状況、幅広い関係者の意見を踏まえ、見直し等の必要な措置を講じること。
- 4 特別徴収義務者となる宿泊事業者においては、宿泊税の導入により負担増となるため、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるよう検討していくこと。
- 5 宿泊税の徴収開始時期については、税を直接徴収することになる特別徴収義務者の現場に支障をきたすことのないよう考慮すること。
- 6 和歌山県が今後進める宿泊税制度設計にあたっては、白浜町内の宿泊者や宿泊事業者等にさらなる負担にならないよう、町において県と十分に調整を行うこと。

今後は、宿泊税の使途について、宿泊者アンケート結果を含めた旅行者ニーズや宿泊事業者及び町の関係団体からの意見並びに本委員会における意見等を踏まえ、具体的な事業の検討が進んでいくものと考えるが、宿泊者や宿泊事業者のみならず、町民にとってもよりよい観光施策を展開できるよう、観光関連団体等との連携を深めながら、持続可能な観光振興に取り組み、白浜町の魅力をより一層高めていただくことを期待する。

最後に、本検討委員会の調査・検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆さま方に厚く御礼申し上げます。

白浜町宿泊税検討委員会

参考資料 1

白浜町宿泊税検討委員会 名簿

【委員】

| 所属等 | 氏名 | 摘要 |
|------------------|--------|------------------------------|
| 有識者 検討委員会委員長 | 篠原 文也 | 政治解説者（国交省交通政策審議会 観光分科会委員） |
| 有識者 検討委員会副委員長 | 小林 かおり | racreation 代表 |
| 南紀白浜観光協会 | 新藤 正悟 | 会長 |
| 白浜温泉旅館協同組合 | 沼田 久博 | 理事長 |
| 椿温泉観光協会 | 伊谷 啓佑 | 会長 |
| 日置川観光協会 | 佐本 真志 | 事務局長 |
| 有識者 | 川西 正義 | 民宿まるき経営者 |
| 有識者 | 中峯 宏 | ホテルシーモア取締役 |
| 有識者 | 佐藤 智之 | ホテル三楽荘顧問 |

【オブザーバー】

| 所属等 | 氏名 | 摘要 |
|-----|------|----|
| 有識者 | 有岡 宏 | |

（順不同・敬称略）

参考資料 2

検討経過

| 時期 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 令和 6 年 9 月 13 日 | 令和 6 年第 3 回定例会において宿泊税の導入についての一般質問 |
| 令和 7 年 4 月 1 日 | 宿泊税導入に向けた関係課協議 |
| 令和 7 年 6 月 3 日 | 白浜町議会全員協議会で取り組み経過の説明 |
| 令和 7 年 7 月 | 総務省、和歌山県市町村課との事前協議 |
| 令和 7 年 8 月 19 日 | 白浜町議会全員協議会で取り組み経過の説明 |
| 令和 7 年 10 月 30 日 | 第 1 回白浜町宿泊税検討委員会の開催 ・ 宿泊税検討経緯について ・ 宿泊税の用途について ・ 宿泊税制度設計について ・ アンケート調査（案）について |
| 令和 7 年 11 月 10 日～ 令和 7 年 12 月 31 日 | 宿泊者向けアンケートの実施 |
| 令和 7 年 11 月 10 日～ 令和 7 年 12 月 31 日 | 宿泊事業者向けアンケートの実施 |
| 令和 7 年 11 月 18 日～ 令和 7 年 11 月 20 日 | 宿泊事業者説明会の実施 |
| 令和 7 年 11 月 26 日 | 白浜温泉旅館協同組合理事会で説明会の実施 |
| 令和 7 年 12 月 2 日 | 白浜町議会全員協議会で取り組み経過の説明 |
| 令和 7 年 12 月 15 日 | 南紀白浜観光協会理事会で説明会の実施 |
| 令和 8 年 1 月 20 日 | 第 2 回白浜町宿泊税検討委員会 ・ 宿泊税導入に関するアンケート結果等について ・ 宿泊税制度（案）について ・ 白浜町宿泊税検討委員会報告書について ・ 宿泊税活用事業の事業例 |

令和 8 年 2 月 10 日 白浜町議会全員協議会で取り組み経過の説明

令和 8 年 2 月 12 日

第 3 回白浜町宿泊税検討委員会

- ・ 宿泊税の使途について
- ・ 宿泊税の税額・税率について
- ・ 白浜町宿泊税検討委員会報告書について